



子育て・教育・福祉部会資料

施策1-4-5障害者の自立支援と社会参加の促進

健康福祉局
令和2年6月

資料をご覧くださいたく上での注意事項

掲載している数値等は、6月29日（令和2年度川崎市政策評価審査委員会第1部会の開催日）時点のものであり、今後、修正・変更になる可能性があります。

施策の概要

概要 背景 取組 成果 まとめ

基本政策(1層)

生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策(2層)

誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

施策(3層)

障害者の自立支援と社会参加の促進

直接目標

障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる

主な事務事業

障害者就労支援事業

障害者社会参加促進事業

障害者の移動手段の確保対策事業

社会的ひきこもり対策事業

実施計画に位置付けた成果指標

概要 背景 取組 成果 まとめ

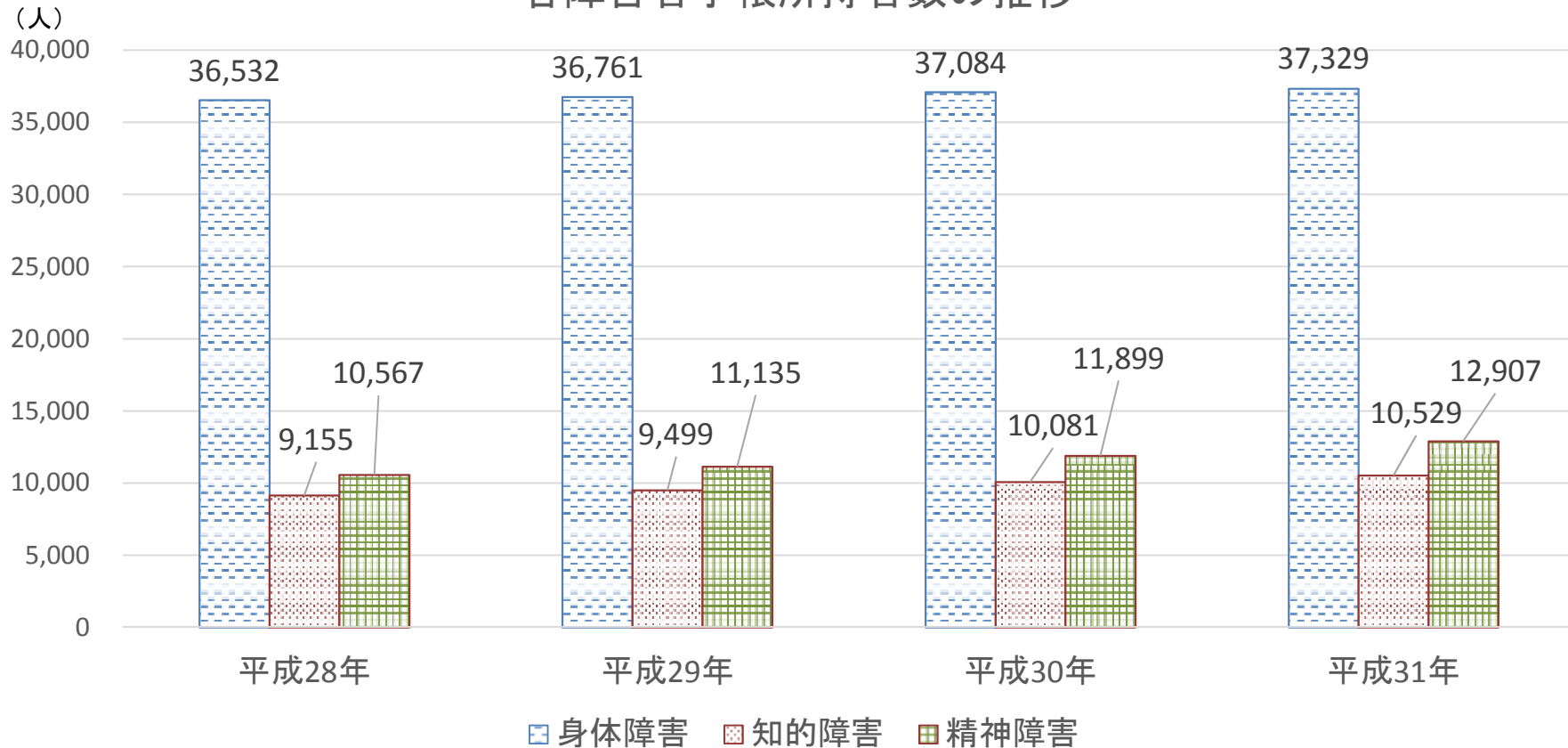
| 成果指標① | | 障害福祉施設からの一般就労移行者数 | | | |
|---------|---|----------------------------|---------------------------|---------------------------|--|
| 算出方法 | 就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業等から一般就労への移行者数(年合計) | | | | |
| 指標の考え方 | 福祉施設から一般就労への移行者数を見ることにより、企業等への一般就労を希望する障害者の自立に向けた取組の成果を測ることができる。 | | | | |
| 指標の目標値 | 第1期策定時 180 人(H26) | 第1期目標 228 人(H29) | 第2期目標 272 人(R3) | 第3期目標 315 人(R7) | |
| 目標値の考え方 | 障害者雇用率の引上げが見込まれることにより、当面の間、企業の障害者雇用、企業での一般就労を希望する障害者数は増加していく状況の中、国の指針等を参考に目標値を設定する。 | | | | |

| 成果指標② | | 障害者が社会参加しやすいまちだと思ふ市民の割合 | | | |
|---------|--|---------------------------|--------------------------|--------------------------|--|
| 算出方法 | 市民アンケート(無作為抽出3,000人)において、本市が、障害のある方が社会参加しやすいまちだと「思う」または「ある程度そう思う」と回答した人の割合 | | | | |
| 指標の考え方 | 誰もが安心して暮らせる地域をつくるために、障害の有無に関わらず多様性のあるまちをつくる必要があり、障害者の社会参加状況に対する市民の実感を把握することで、取組の成果を測ることができる。 | | | | |
| 指標の目標値 | 第1期策定時 30% (H27) | 第1期目標 31% (H29) | 第2期目標 33% (R3) | 第3期目標 35% (R7) | |
| 目標値の考え方 | H27(2015)に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市の状況を踏まえるとともに、施策の効果により障害者の社会参加を着実に増加させることを目標とする。 | | | | |

市内の各障害者手帳所持者数の推移

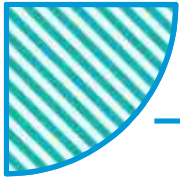
- 市内の各障害者手帳所持者数は、身体障害、知的障害、精神障害のいずれにおいても増加傾向にあります。

各障害者手帳所持者数の推移



※各年4月1日現在

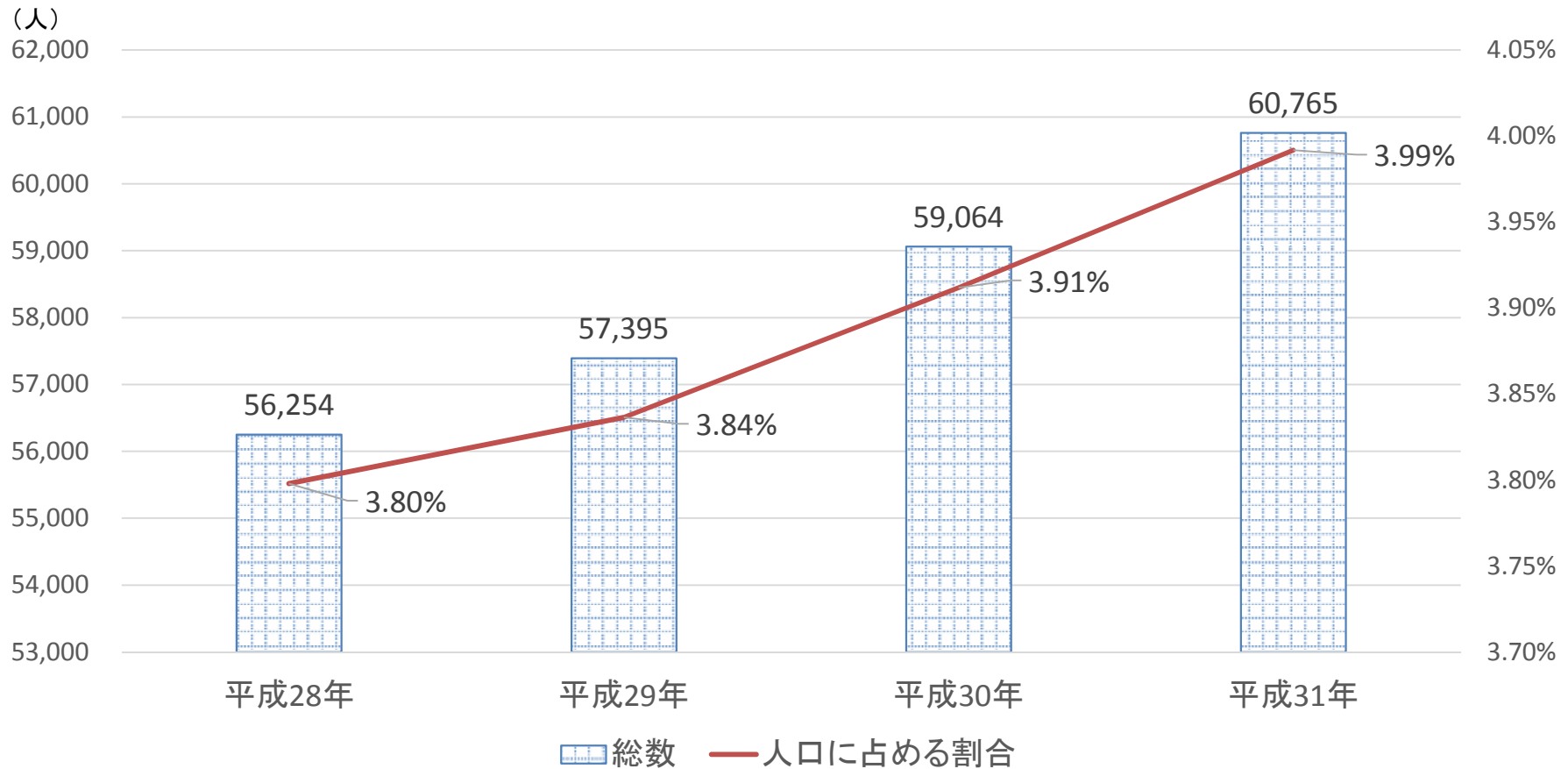
※知的障害は判定のみで手帳を所持していない方も含む



本市人口に占める障害者手帳所持者の割合の推移

- 本市人口に占める障害者手帳所持者(身体障害、知的障害及び精神障害の総数)の割合も増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数とその本市人口に占める割合の推移



障害者雇用促進法の改正(平成25年改正)

概要 背景 取組 成果 まとめ

障害者雇用促進法の改正により、次の事項が定められました。

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止(平成28年4月施行)

- 雇用の分野における障害を理由とする差別的取り扱いを禁止する。

合理的配慮の提供義務(平成28年4月施行)

- 事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。

(想定される例)

- 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
- 知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること

法定雇用率の算定基礎の対象への精神障害者の追加(平成30年4月施行)

- 法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。

障害者の法定雇用率の引き上げ

- 従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。

法定雇用率の引き上げ

障害者雇用促進法の改正により、

- 平成30年4月1日から民間企業の法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられました。
- あわせて、対象となる事業主の範囲も45.5人以上雇用している企業に拡大されました。
- 今後は、令和3年4月までに、更に0.1%引き上げとなります。

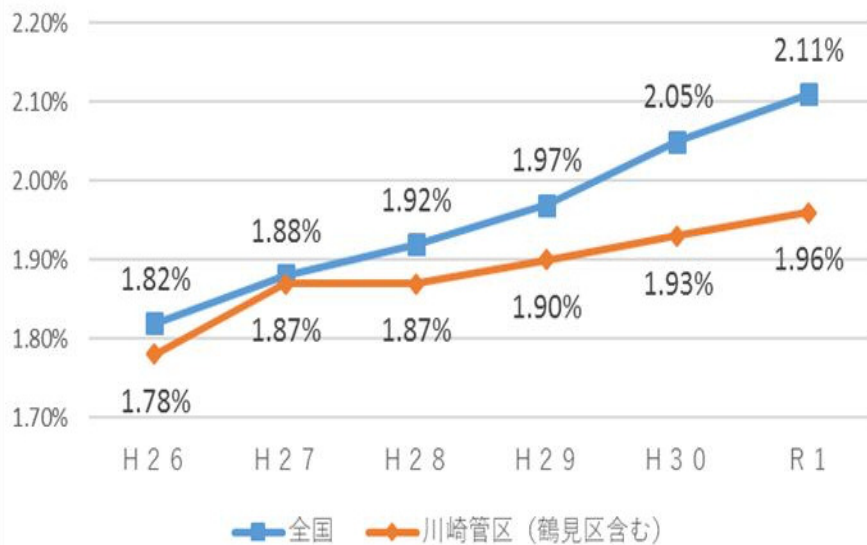
(これまでの引き上げの状況)

| | 昭和52年 | 昭和63年 | 平成11年 | 平成25年 | 平成30年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 民間企業の法定雇用率 | 1.5% | 1.6% | 1.8% | 2.0% | 2.2% |

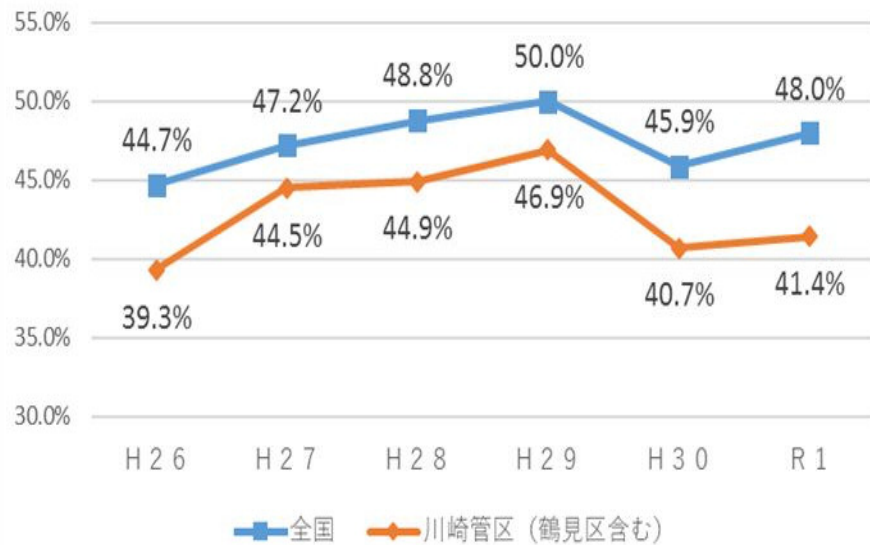
民間企業における障害者の雇用率の状況

- 民間企業における障害者の法定雇用率は、平成30年の精神障害者の雇用義務化にともない2.2%に引き上げられ、実際の雇用率も年々増加している状況です。
- 雇用率の引き上げにともない雇用率に算定される対象企業が増えたこともあり、令和元年の雇用率達成企業の割合は、全国で48.0%（川崎管区は41.4%）となっています。

民間企業における雇用率の推移



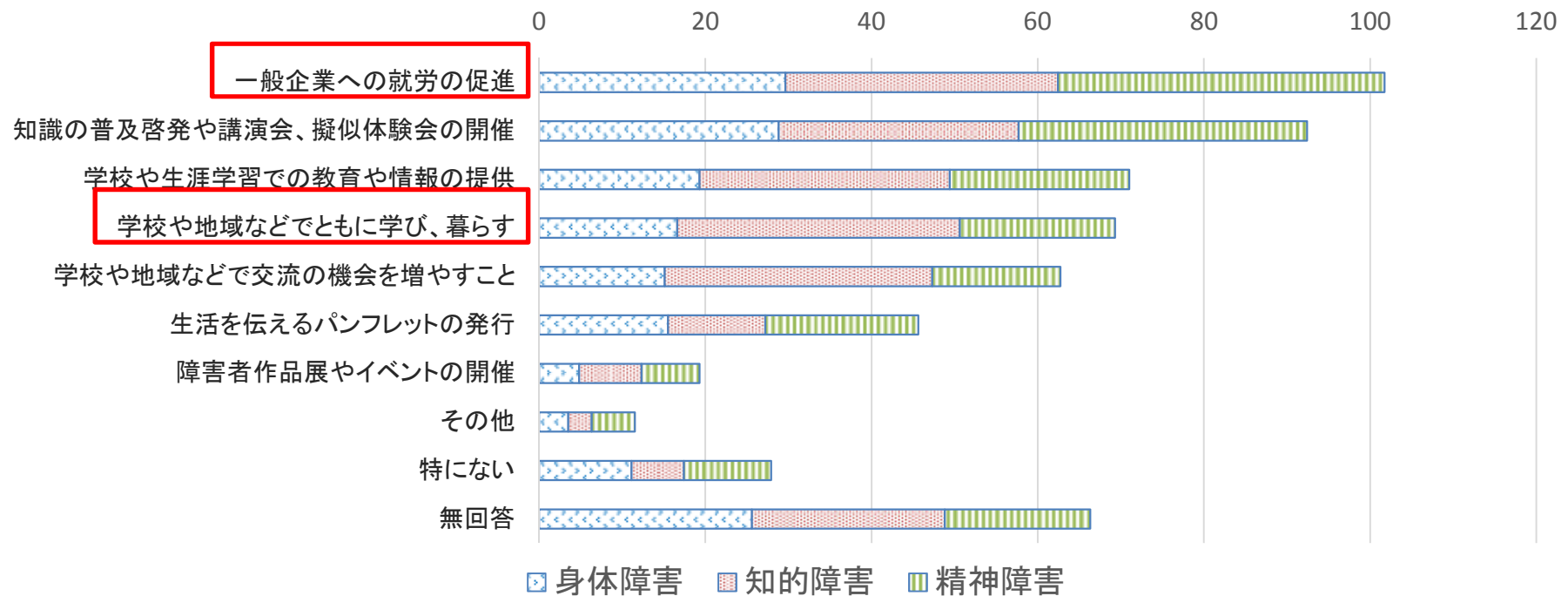
雇用率達成企業の割合の推移



川崎市障害のある方の生活ニーズ調査結果

- 令和元年度に実施した「障害のある方の生活ニーズ調査」における「地域で生活することの理解を進めるため必要なこと」の問に対する回答は、「身体障害」「精神障害」では、「障害や病気のある人の一般企業への就労の促進」が最も多く、「知的障害」では、「学校や地域などでともに学び、ともに暮らすこと」が最も多くなっています。

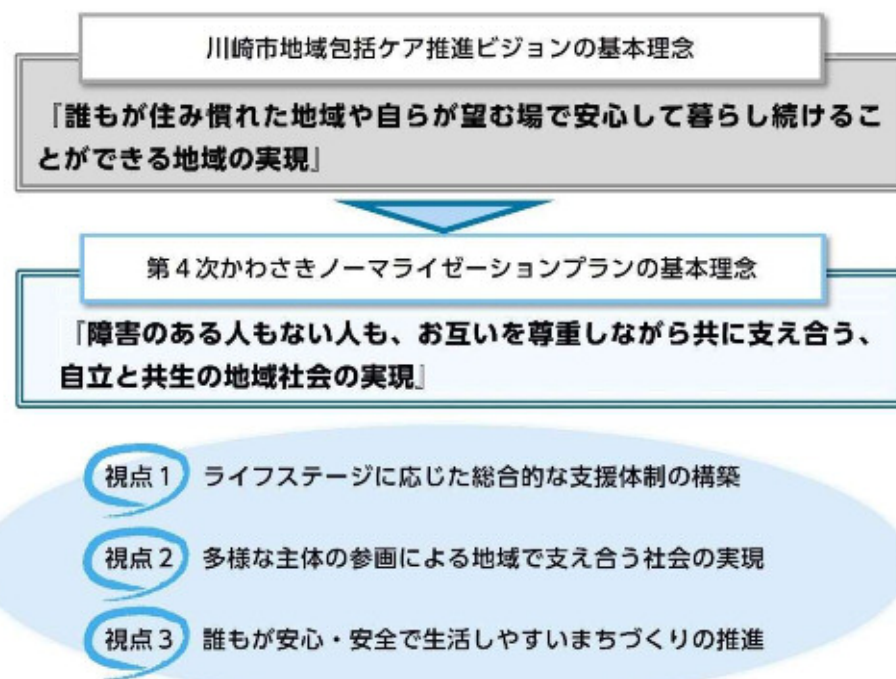
地域で生活できるように理解を進めていくために、特に力を入れるべきこと (%)



※各障害ごとでの回答のパーセントを積み上げているため、100%を超えています。

第4次かわさきノーマライゼーションプラン改訂版

- 本プランは、「障害者基本法に基づく市町村障害者計画」、「障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法に基づく障害児福祉計画」にあたります。
- 「障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現」という基本理念のもと、「ライフステージに応じた総合的な支援体制の構築」「多様な主体の参画による地域で支え合う社会の実現」「誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進」の3つの視点から施策を展開しています。



本施策の取組と「かわさきノーマライゼーションプラン」の関係

概要 / 背景 / **取組** / 成果 / まとめ

- **本施策における雇用・就労支援**については、方針Ⅰ「育ち、学び、働き、暮らす」の**施策5「雇用・就労・経済的自立の促進」**の主に「**①就労意欲の喚起**」「**②就労支援**」「**③雇用促進**」「**④福祉的就労の支援**」の施策課題に基づき、取組を推進しています。
- **また、本施策における社会参加の促進**については、方針Ⅱ「地域でふれあい、支え合い」の**施策10「社会参加の促進」**の主に「**②障害者の文化芸術活動**」の施策課題に基づき、取組を推進しています。



重点的な取組

- あらゆる障害に対応した相談支援体制の構築
- 地域生活支援の充実
- 多様な住まい方と場の確保
- 自立に向けた就労支援
- 保健・医療・福祉・教育等の連携強化
- 人材の確保
- 障害に対する理解を深める取組の推進
- 災害時対策の強化

施策体系

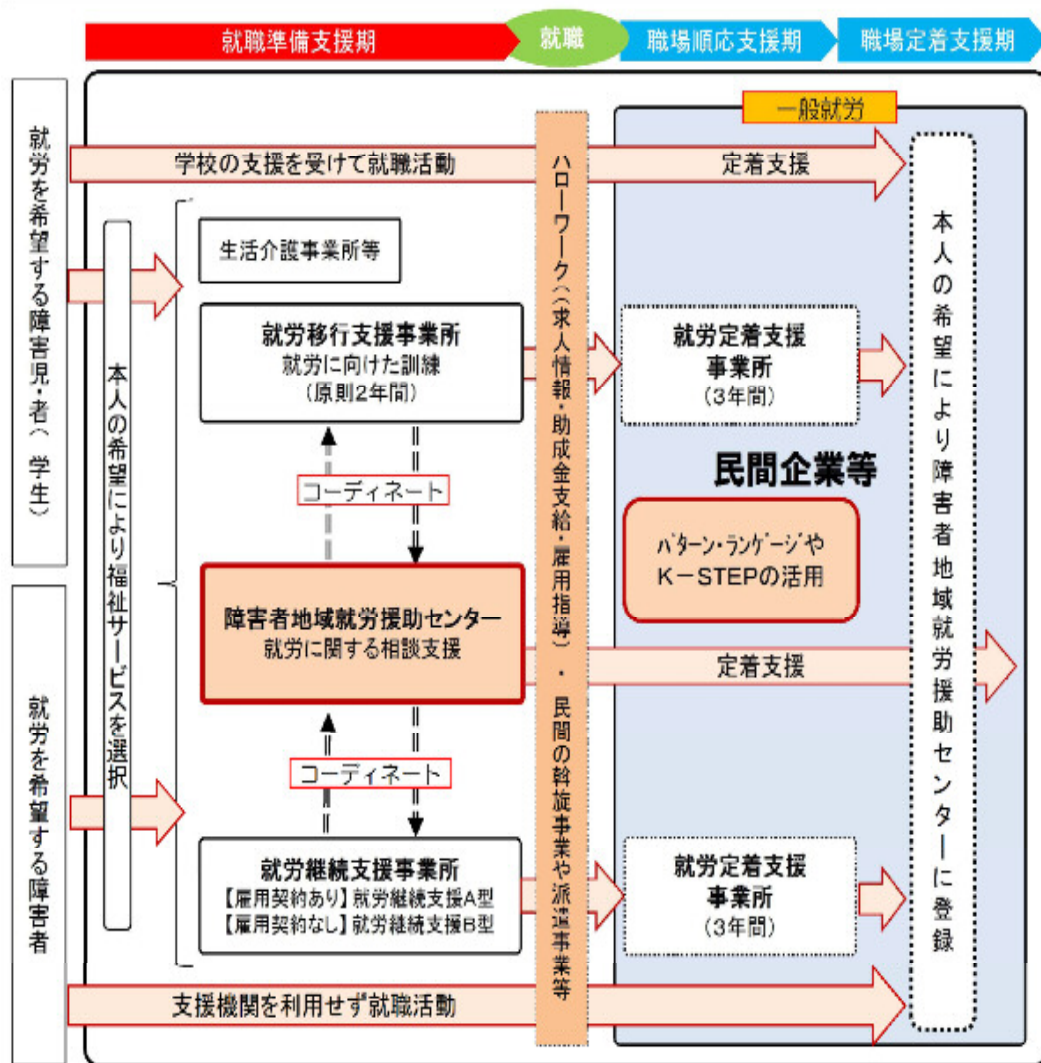
| 方針Ⅰ 育ち、学び、働き、暮らす ～一人ひとりのライフステージと障害特性に応じた 総合的な支援体制の構築を目指します～ | | 方針Ⅱ 地域でふれあい、支え合い ～障害のある人もない人も支え合える 「心のバリアフリー都市川崎」を目指します～ | | 方針Ⅲ やさしいまちづくり ～誰もが安心・安全で生活しやすい まちづくりを目指します～ |
|---|--|---|---|---|
| 施策1 相談支援体制の充実と地域バリアフリーの枠組みの構築 ①相談支援体制 ②専門的な相談支援体制 ③地域自立支援協議会 | 施策3 地域生活支援の充実 ①生活支援サービス ②日中通所サービス ③情報コミュニケーション支援 ④移動及び外出の支援 ⑤福祉用具等での支援 ⑥地域移行支援・退院促進支援 | 施策5 雇用・就労・経済的自立の促進 ①就労意欲の喚起 ②就労支援 ③雇用支援 ④福祉的就労の支援 ⑤経済的支援 | 施策8 権利を守る取組の推進 ①障害を理由とする差別解消の推進 ②障害者虐待防止に向けた取組の推進 ③成年後見制度、日常生活自立支援の推進 ④苦情解決支援 ⑤消費者被害の防止 | 施策11 多様な支え合いの構築 ①地域の多様な支え合いの構築 ②障害の自己理解とピアサポート |
| 施策2 子どもの育ちに寄り添う支援体制の充実 ①相談支援体制 ②療育 ③地域生活・住まいの支援 ④教育環境・教育活動 ⑤進路支援 ⑥家庭・保護者への支援 | 施策4 多様な住まいの支援 ①グループホーム ②入所施設 ③高齢障害者対策 ④民間住宅での居住支援 ⑤公営住宅での支援 ⑥居住環境の向上支援 | 施策6 保健・医療との連携強化 ①医療ケア体制の確立 ②医療的ケア児への支援 ③医療給付・助成 ④疾病の予防対策、早期発見・早期療育 ⑤精神科救急医療体制 ⑥医療人材の確保と育成 ⑦リハビリテーションサービスの提供 | 施策9 心のバリアフリー ①心のバリアフリーに向けた取組 ②障害の理解促進と普及啓発 ③福祉教育 ④障害者体験企画の展開 | 施策12 自殺総合対策の推進 ①自殺総合対策の推進 |
| | | 施策7 サービス提供体制の充実 ①研修体制 ②福祉サービスに対する第三者の視点 ③専門職の確保・育成 ④当事者支援の推進 | 施策10 社会参加の促進 ①障害者スポーツ ②障害者の文化芸術活動 | 施策13 生活環境のバリアフリー化の推進 ①福祉のまちづくりの推進 ②公共交通機関のバリアフリー化 ③道路のバリアフリー化 ④公共施設のバリアフリー化 ⑤まちの情報提供の充実 ⑥情報バリアフリーの推進 |
| | | | 施策14 災害・緊急時対策の強化 ①災害に備えた環境整備 ②情報支援 ③地域での見守り活動 | |



川崎市における障害者雇用・就労支援体制の概要

概要 背景 取組 成果 まとめ

川崎市における障害者雇用・就労支援体制のイメージ



○就職準備支援期

- ・学生の方は、学校のサポートを受けながら、就職活動を行ったり、福祉サービスの利用や進学の見直しなどを行います。
- ・就職に向けて訓練が必要な方は「就労移行支援」、企業等への就職が困難な方は「就労継続支援」等を利用します。
- ・支援者と相談しながら就職活動を行いたい方や、まずは就労に向けてどんなことから始めたらいいのかを相談したい方は「就労援助センター」を利用します。

○職場順応支援期

- ・就職後、概ね3年間は、就職時の学校や支援機関が職場定着支援を行います。（「就労移行」などの福祉サービスから就職した方は、「就労定着支援事業所」の利用が可能です。）
- ・「就労援助センター」では、就職後1年程度は、集中的な支援を行いながら、徐々に職場訪問や面談等の回数を減らしていきます。

○職場定着支援期

職場に順応した後も、困ったことがあった場合に相談できる支援機関を利用したい方は、「就労援助センター」を利用します。

障害者地域就労援助センター

- 市内在住の障害のある方に対して、求職支援や就職後の職場定着支援を行います。また、就労体験への同行や職場実習のコーディネート等を行いながら、就労準備が必要な方には、就労移行支援事業所等を紹介するなどのサポートを行っています。

○3か所の就労援助センター



南部就労援助センター
(川崎区砂子)



中部就労援助センター
(中原区小杉町)



百合丘就労援助センター
(麻生区百合丘)

○主な支援内容

① 働くための準備

- 適性把握
(適性検査や就労体験で作業能力を把握します)
- 振り返り面接
(適性検査や就労体験を振り返りながら、今後について一緒に考えます)
- 就労移行支援事業所等へのコーディネート
(訓練が必要な方に訓練機関を紹介します)

② 仕事探し・実習

- 就職相談
(仕事内容、履歴書の書き方、面接練習等)
- 企業等での実習の場を提供
- 求人情報をもとに仕事探しをサポート
(必要に応じてハローワークへの同行や採用面接に同席します)

③ 職場定着

- 職場訪問
- 障害特性や必要な配慮等についての企業への説明
- 仕事内容や職場環境等についての企業への助言や提案
- 相談支援
(本人及び企業からの相談に対応します)
- 生活相談
(日常生活の相談を聞きながら、関係機関と連携して支援を行います)
- 就労者の会
(就労継続に向けた勉強会や余暇活動を行います)

就労移行支援事業所

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 障害者総合支援法に定められている障害福祉サービスの1つで、一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練などを行います。(令和2年4月現在:市内30事業所)

○主な支援内容

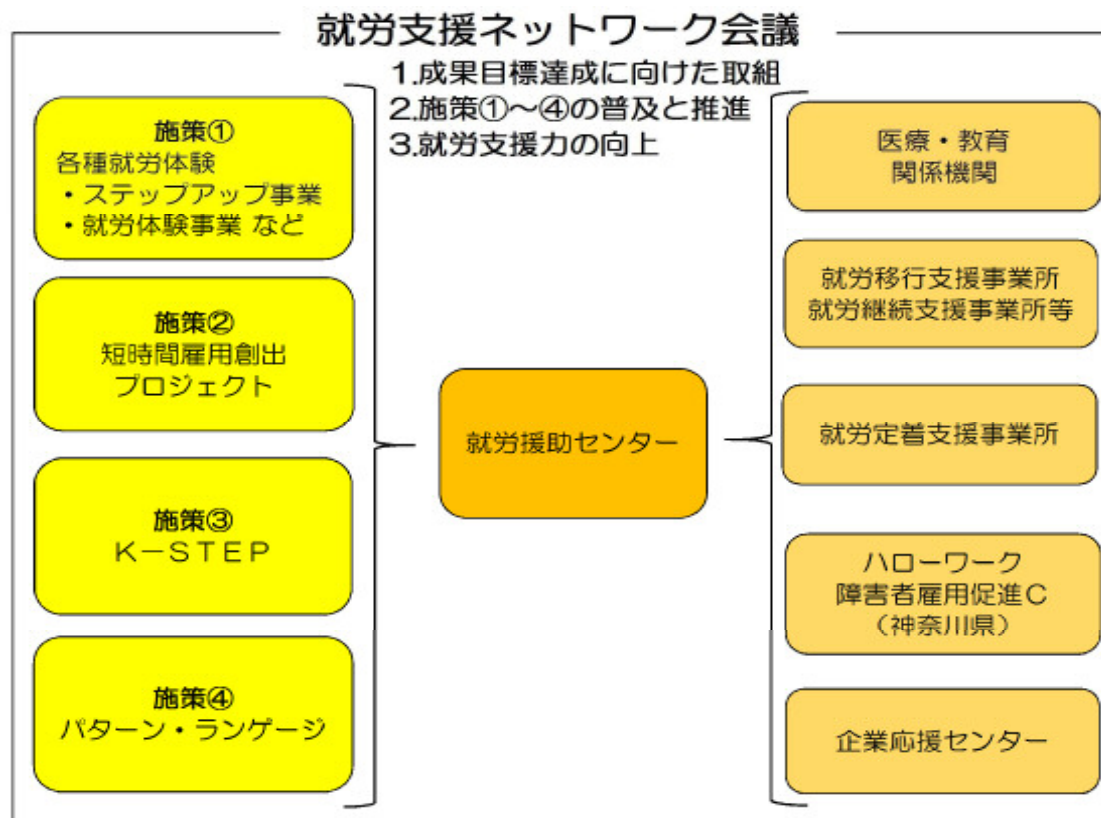
- ①就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
(例:自己理解や障害特性についての学習、パソコン訓練、ビジネスマナー、生活技能やセルフケアに関する学習、コミュニケーション訓練など)
- ②生産活動、職場体験等の活動の機会の提供
(例:店舗等の清掃、封入・封緘、箱折り、名刺等のデータ入力、検品作業、商品の梱包、企業等での実習など)
- ③求職活動に関する支援
- ④適正に応じた職場の開拓
- ⑤就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援

○利用期間

2年(※個別審査により、最大1年間の更新可能)

障害者就労支援ネットワーク会議

- 市内3か所の就労援助センターを中心に、南部、中部、北部地区ごとの「就労支援ネットワーク会議」を設置し、障害者の就労促進に努めています。
- 就労移行支援事業所の利用者数及び就職者数を地区ごとの成果目標として設定し、目標の達成に向けて施策①～④の取組等を実施しています。



| 令和元年度 | | | |
|--------------------------|----------|------------|------------|
| | 事業 所数 | 目標 利用者数 | 目標 就職者数 |
| 南部地区 (川崎区・幸区) | 14 | 175人 | 131人 |
| 中部地区 (中原区・高津区 宮前区) | 10 | 166人 | 87人 |
| 北部地区 (多摩区・麻生区) | 4 | 39人 | 17人 |

【施策①】 就労体験

概要 背景 取組 成果 まとめ

- **就労意欲の喚起を目的として、公共施設や民間企業における就労体験や職場実習の機会を提供しています。**

○就労体験事業

スポーツやエンターテイメント等のイベントスタッフとして就労体験を実施しています。1回につき3～6時間程度の体験で、支援機関の職員も一緒に参加するため就労継続支援B型事業所の利用者や就職についてこれから考えていきたい人にも参加しやすい事業です。



川崎フロンターレ



かわさきハロウィン

○職場実習事業

障害者の就労意欲の向上や作業能力及び特性の把握を目的とした企業等での職場実習です。実習期間は、本人・受入れ企業と相談の上、1日から20日以内の中で決定します。

○就労体験ステップアップ事業

庁舎内での清掃や図書館での配架業務を行います。実習期間を1週間・2週間・4週間の中から選択できます。専任の指導員が作業指導を行いながら評価をします。最終日に支援機関職員と指導員の3者で、振り返り面接を行い、就職活動など今後の参考にしてもらいます。



多摩図書館

※全ての事業において、参加者には1,000円～2,000円の実習手当が支給されます。

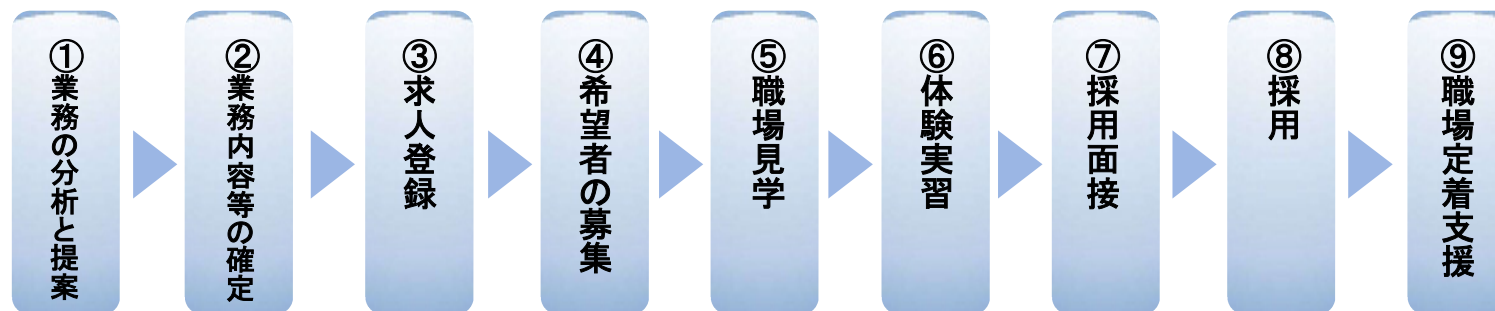
【施策②】 短時間雇用創出プロジェクト

- 心身のコンディションから長時間の勤務は難しくても、短時間であれば働ける方が多くいることから、法定雇用率の対象とならない週あたり20時間未満の仕事を開拓し、求職者とのマッチングを行う、短時間雇用創出プロジェクトを平成28年度から実施しています。

○求人開拓から採用、職場定着までの流れ

ミスマッチを行さないよう、必ず見学、実習を行います。

求職者には必ず支援員がついて、求職から職場定着までをサポートします。



○採用実績(令和元年度末までに90名)

可能な限り業務内容を単純化しています。

| 会社 | 業種 | 業務内容 | 障害 | 時間/週 |
|----|---------|---------------|----|------|
| A社 | 保育園 | 下膳・食器洗浄 | 精神 | 4時間 |
| B社 | 板金・金属加工 | 書類のデータ化(スキャン) | 精神 | 9時間 |

○普及・啓発

自治体としては初の取組であり、普及・啓発のために平成31年3月に事例集を発行しました。



【施策③・④】雇用・就労支援ツールの普及推進

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 平成28年の合理的配慮提供の義務化や平成30年の精神障害者の雇用義務化を見据えて、平成27年度に開発した「川崎就労定着プログラム(K-STEP)」、「多様な人たちが輝くためのパターン・ランゲージ(キラパタ)」の普及に取り組んでいます。



多様な人たちが輝くための
パターン・ランゲージ

K-STEPとは、セルフケアを実践しながら就労定着を図るためのプログラムです。主に就労移行支援事業所等での訓練に使用されていて、神奈川県を中心に全国の129事業所(企業含む)から利用届が提出されています。(市内は23事業所)

<3つの特徴>

- ①セルフケアシートにより状態を見える化し
障害特性やセルフケアの理解を進めます。
- ②1~2分の報告で本人の状態を共有できます。
- ③その日の状態に合わせた配慮要求や
企業からの配慮提案がしやすくなります。

<現在の取組>

- ・神奈川県と協力し研修を開催
- ・企業での使用方法についての紹介動画の制作

パターン・ランゲージとは、成功している事例やその道の熟練者に繰り返し見られる成功の「パターン(=本質)」を言語化し、良い実践の秘訣を共有するための方法です。

<3つの特徴>

- ①障害や就労支援、障害者雇用の専門知識のない人でも活用できます。
- ②会社あるいは障害者それぞれの
独自性に対応します。
- ③障害者雇用で起こりやすい問題の
予防や対処がしやすくなります。

<現在の取組>

- ・キラパタ体験セミナーの開催
- ・キラパタ定着支援研修の開催



企業応援センターかわさき(平成31年4月開設)

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 障害者雇用を検討している企業の相談窓口であり、企業の課題を聞き取り、他社での成功事例などを紹介しながら雇用に向けたサポートを行っています。
- その他に、「短時間雇用創出プロジェクト」の実施、障害者雇用セミナー等を開催する「障害者雇用促進ネットワーク会議」やNPO法人との協働による「就労体験」の運営を行っています。

①雇用相談事業

川崎市内の中小企業を中心とした障害者雇用の特化した雇用相談窓口として、企業の課題を聞き取り、事例などを紹介しながら雇用に向けたサポートを行っています。基本的に電話相談にて色々な相談内容にお答えします。市外の企業に対しても電話相談を承っています。

②短時間雇用事業

心身のコンディション等により、短時間(週あたり20時間未満)であれば働ける障害者等に対し、ご本人の希望に応じた求人開拓、マッチング、職業紹介、定着支援を行い、経済的自立に向けた支援を行うとともに、企業に対して雇用・定着に向けた支援を実施します。

③就労体験事業

NPO法人の協働事業では、「障害があっても働く意欲を実現できる社会づくり」をめざして、地元のスポーツチームや企業とのコラボレーションにより、就労をめざす障害のある方にスポーツや文化的イベントなどでスタッフ業務を体験してもらう就労体験を実施しています。

④障害者雇用促進ネットワーク会議

川崎市内外の企業や障害者就労支援機関と行政と一緒に障害者雇用の研修、情報共有を行っています。令和元年度は5回実施しました。

自主製品販売会(工賃向上に向けた取組)

- 就労継続支援B型事業所の工賃向上に向けて、障害福祉サービス施設の共同受注窓口(しごとセンター)を中心として、高い工賃が見込める作業の受注に取り組むとともに、障害者支援団体等と協同で、自主製品販売会を平成30年度に6回、令和元年度に7回開催しました。

○KAWASAKI産SUNフェスティバル！

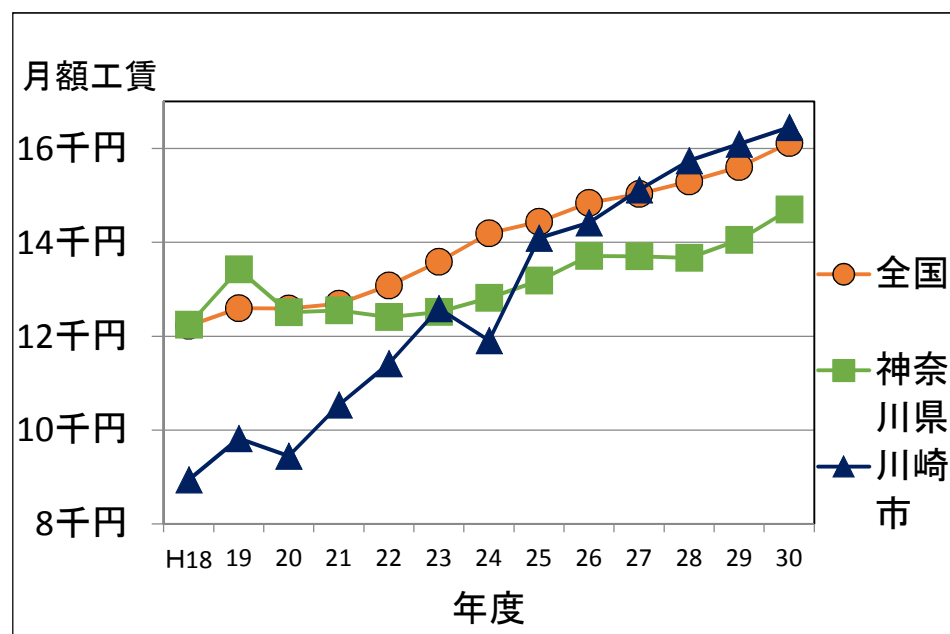
自主製品の品質向上と販売拡大を促す、エントリーシート方式の新しい販売会を実施しています。



○就労継続支援B型工賃額の推移

川崎市は、平成27年度に初めて全国平均を上回り、その後も上昇し続けています。

(H30年度実績 全国 16,118円、川崎 16,453円)



障害者社会参加推進事業

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 障害者の創作活動を支援し、絵画や書、手工芸品などの発表の場を確保するとともに、文化活動等を通じた交流の場を提供することで、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、障害者週間記念事業や障害者が日常生活を営むための生活訓練を実施しています。

【障害者週間記念事業の開催】

- **障害者週間記念のつどいの開催（手をつなぐフェスティバルと共催）**

市内の心身障害者及び市民ボランティア等によるステージ発表や芸術作品展、手作り製品の販売等を実施

- **障害者作品展の開催**

市内の障害者が創作した個人作品・グループ作品を展示

【生活訓練の実施】

- **ろうあ者社会生活教室・日曜教室**

平成30年度：計6回、令和元年度：計6回

- **脊髄損傷者研修会**

平成30年度：計1回、令和元年度：計1回

- **盲女性家庭生活訓練**

平成30年度：計31回、令和元年度：計29回 など

- **生活訓練全体の参加者**

平成30年度：延3,711人、令和元年度：延3,336人



障害者の移動手段の確保対策事業

- 障害者の外出時の移動手段を確保するため、バス乗車券・重度障害者福祉タクシー利用券の交付などを行っています。

- バス乗車券(ふれあいフリーパス)の交付
提示することで川崎市内の路線バス(市バス・民営バス)に無料で乗車できるもの
 - 平成30年度交付者数: 18, 075人
 - 令和元年度交付者数: 18, 658人
- 重度障害者福祉タクシー利用券の交付
バスの利用が困難な重度障害者に対して、タクシー運賃の一部を助成するもの
 - 平成30年度交付者数: 12, 238人
 - 令和元年度交付者数: 12, 701人
- 福祉キャブ(リフトストレッチャー付き福祉車両)の運行
一般の交通機関を利用することが困難な重度障害者の移動手段を確保するもの
 - 平成30年度運行数: 4, 929件
 - 令和元年度運行数: 5, 354件

社会的ひきこもり対策事業

概要 / 背景 / **取組** / 成果 / まとめ

- 社会的ひきこもり(明らかな障害のないひきこもり)の支援体制強化を図るため、相談支援の実施、研修会の開催等に取り組んでいます。
- 令和元年度は、「川崎市における広義のひきこもり支援ニーズ調査」結果等を踏まえ、「ひきこもり地域支援センター」の開設に向けて、ひきこもり支援のあり方の検討を進めました。

【相談支援の実施】

- 社会的ひきこもりの相談支援、当事者グループ活動、就労体験支援、家族グループ活動等の実施

【講演会・研修の実施】

- 市民向け講演会の開催
令和元年度:「みんなで考えるひきこもりの支援」(参加者:100名)
- ひきこもり相談従事者等への研修の実施
令和元年度:計8回(参加者:延232名)



【調査研究】

- 「川崎市における広義のひきこもり支援ニーズ調査」の実施

【調査結果を踏まえた、今後のひきこもり支援の取組の考え方】

- 「相談窓口」及び「アセスメント機能」に関する機能の構築と啓発
- 「ひきこもりへの早期支援」及び「カウンセリング・居場所機能」の充実
- 児童、教育、労働、生活困窮、精神保健、地域福祉等分野間のネットワーク構築に向けての検討

成果指標①の達成状況(目標達成)

①障害福祉施設からの一般就労移行者数

- 福祉施設からの一般就労移行者数は、令和元年度の実績が258人(見込み)となっており、目標値を達成しました。(見込みについては、市内就労移行支援事業所等の上半期実績を2倍にしたものになります。)

| | 第1期 策定時 (H26) | H30 | R1 |
|----|---------------------|------|--------------|
| 目標 | | 239人 | 250人 |
| 実績 | 180人 | 262人 | 258人 (見込) |

福祉施設実績

| | 移行者数 | | 利用者数 | 事業所数 |
|-------------|------|-----|------|---------|
| | H30 | R1 | H30 | (R2.4月) |
| 就労移行支援事業所 | 223 | 226 | 741 | 30 |
| 就労継続支援A型事業所 | 23 | 20 | — | 14 |
| 就労継続支援B型事業所 | 16 | 12 | — | 52 |
| 合計 | 262 | 258 | — | 96 |

※R1の移行者数は、上半期の実績を2倍した見込み値となります。

移行者(就職者)の内訳 ※H30実績

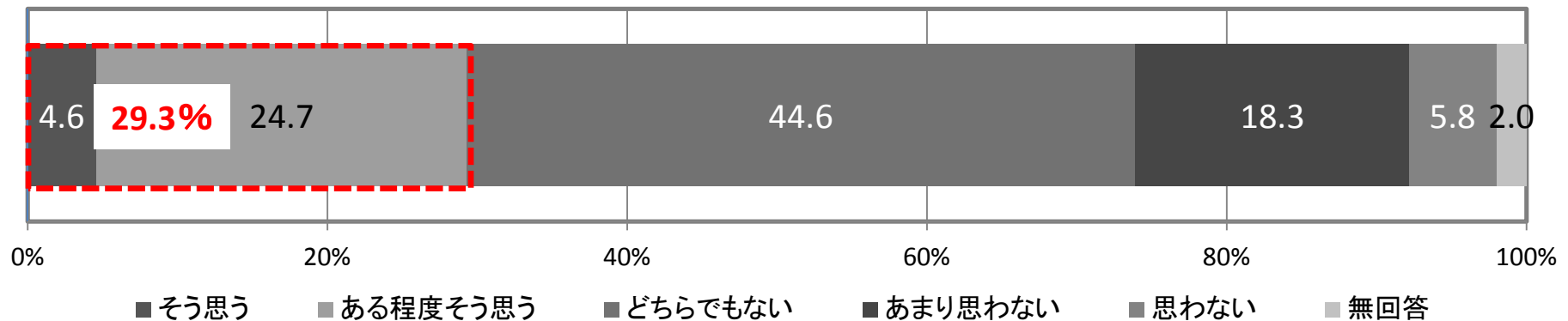
| 障害者手帳の種別 | | | | 就職までの施設の利用期間 | | | | | 就職後の週あたりの勤務時間 | | | |
|----------|----|-----|----|--------------|-----------|----------|----------|------|---------------|------------|-------|-----|
| 身体 | 知的 | 精神 | なし | 6か月未満 | 6か月以上1年未満 | 1年以上2年未満 | 2年以上3年未満 | 3年以上 | 30H以上 | 20H以上30H未満 | 20H未満 | その他 |
| 9 | 54 | 186 | 13 | 34 | 78 | 125 | 14 | 11 | 144 | 83 | 20 | 15 |

成果指標②の達成状況(目標未達成)

②障害者が社会参加しやすいまちだと思える市民の割合

- 市民アンケート(無作為抽出3,000人)において、本市が、障害のある方が社会参加しやすいまちだと思えるまたは「ある程度そう思う」と回答した人の割合については、令和元年度は29.3%となり、目標を達成できませんでした。

| | 第1期 策定時 (H27) | H30 | R1 |
|----|---------------------|-----|-------|
| 目標 | | — | 32% |
| 実績 | 30% | — | 29.3% |



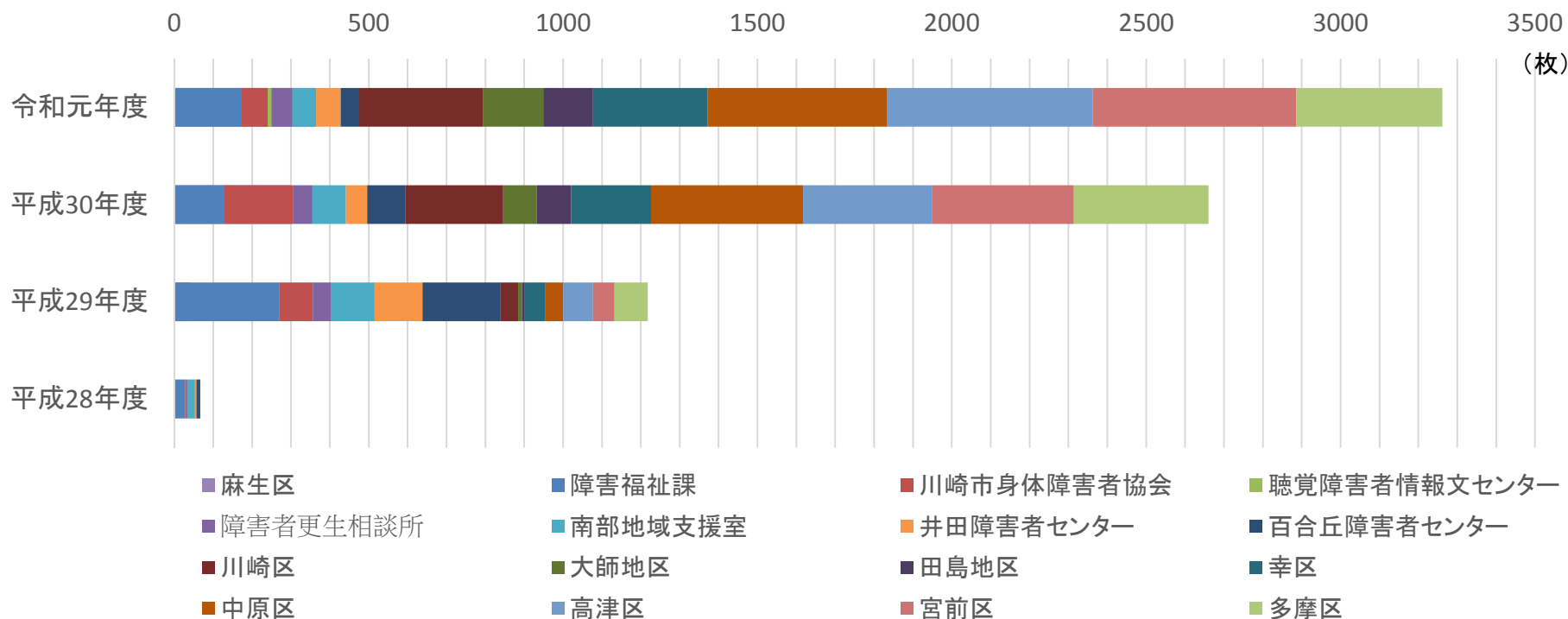
【成果分析】

目標値を若干下回る結果となりましたが、これは、「どちらでもない」と回答された方の割合が44.6%と最も多く、また、その方々の自由意見として、「よく分からない。」「障害のある人がいきいきと働いているところを見たことがない。」といったコメントが多かったことから、障害者の活動に関する情報の発信が不十分であることが要因の1つだと考えられます。今後は更なる情報発信に取り組む必要があります。

その他成果(数値で把握できる補足指標)

ヘルプマークの配布数

- 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、ヘルプマークを配布しており、令和元年度末までに累計で7,911枚を配布しました。



※H29.3～障害福祉課、更生相談所、各障害者センター、身体障害者協会、H29.12～各区・地区、R1.10～聴覚障害者情報文化センターで配布(区は高齢・障害課、地区は健康福祉ステーションで配布)

その他成果(定性的な成果)

概要 / 背景 / 取組 / **成果** / まとめ

手をつなぐフェスティバルの開催

- 障害者週間にあわせて、手をつなぐフェスティバル・障害者週間記念のつどいを同時開催し、障害者及び関係者等がスポーツ、創作活動、自主製品の販売、レクリエーション活動等を通じて、自らの日々の活動内容を発信することができました。また、市民にとっても、障害者と共に楽しむことで、障害に対する理解を深めるきっかけになりました。
- 市内企業や団体等より協力を得ながら、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、共に支えあえる地域社会の実現に向けて、心のバリアフリーについて普及啓発を図ることができました。



施策の進捗状況

概要 / 背景 / 取組 / 成果 / まとめ

施策の進捗状況

B. 一定の進捗がある

(目標未達成のものがあるが一定の進捗があった)

理由

- ① 配下の事務事業の取組は、概ね掲げた目標どおりに進捗しています。
- ② 成果指標である「障害者が社会参加しやすいまちだと思える市民の割合」は、目標値を若干下回ったものの、一方で、「障害福祉施設からの一般就労移行者数」については、平成30年度、令和元年度ともに目標を達成することができており、また、ヘルプマークの配布数の増加により、障害者が援助を得やすい環境づくりが進んでいることから、一定の進捗がありました。

【施策の進捗状況区分】

- A 順調に推移している(目標を達成した)、B 一定の進捗がある(目標未達成のものがあるが一定の進捗があった)
C 進捗は遅れている(1期策定時を下回るものが多くあった)、D 進捗は大幅に遅れている(1期策定時を大幅に下回った)

施策の今後の方向性

概要 / 背景 / 取組 / 成果 / **まとめ**

今後の方向性

Ⅱ 概ね効果的な構成である(一部見直し等の余地がある)

理由

- ① 今後も法改正などの社会環境の変化に応じて改善を図りながら、引き続き各事務事業の取組を進めていきます。
- ② 「障害者が社会参加しやすいまちだと思える市民の割合」の向上に向けて、障害者の活動をより多くの方々に知っていただくことができるよう、情報発信の方法については、当事者団体や民間企業との連携をより深めるなどの充実を図りながら、より効果的な情報発信に取り組んでいきます。
- ③ 「社会的ひきこもり対策事業」については、ひきこもり支援の充実を図るため、令和3年度の「ひきこもり地域支援センター」の設置に向けて準備を進めるとともに、関係機関のネットワーク構築に取り組みながら、「ひきこもりに対する理解」についての普及啓発等を行っていきます。

【今後の方向性区分】

I 効果的な事業構成である(現状のまま継続する)、Ⅱ 概ね効果的な構成である(一部見直し等の余地がある)

Ⅲ あまり効果的な事業構成でない(見直し等の余地が大きい)、Ⅳ 事業構成に問題がある(抜本的な見直し等が必要である)

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、今後に向けて

概要 背景 取組 成果 まとめ

就労援助センター等の運営について

- 新型コロナウイルスの感染防止のため、就労援助センターや就労移行支援事業所においては、定期的に事業所内や面談室の換気を行ったり、職員や利用者間の距離を充分にとり、プログラムや面談を行うなど、施設運営を工夫していく必要があります。また、就労援助センターにおいては、利用者の状況に応じて、電話やEメール等を活用した相談支援を実施していきます。

訓練の実施方法等について

- 通所訓練だけでなく、在宅訓練を取り入れていく就労移行支援事業所においては、オンライン等による訓練内容や教材等の検討を進めていく必要があります。

イベント・研修等の開催について

- 障害者社会参加推進事業における手をつなぐフェスティバル・生活訓練や、社会的ひきこもり対策事業における研修などについては、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、開催方法等を検討していきます。

企業におけるテレワーク拡大への対応について

- 企業において、テレワークによる雇用が進む場合には、在宅勤務における就労定着の課題を検証し、対応を検討していく必要があります。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市